資 料 １１

　　　　　　　　　　　　　　　　　※取扱注意

【情報提供】新たな特殊勤務手当の創設について

令和6年2月22日

職員課

１　改正時期及び目的

　　令和６年４月の福島市公立夜間中学の開校に伴い、公立の夜間中学の業務　に従事する教育職員に対し、新たに特殊勤務手当を措置するため、令和６年　２月議会へ提案し、令和６年４月１日施行を予定している。

２　内容

　　新たに措置する特殊勤務手当の名称や支給額等について、次のとおりと

　する。

　(1)　手当名

　　　夜間学級担当手当

　(2)　対象職員及び支給額

　　・　対象職員は、夜間中学の業務に本務として従事する教育職員。（校長、

　　　教頭、教諭、養護教諭等）

　　・ 支給額は、夜間中学に関する業務に従事した日一日について1,100円 の範囲内の額とする。

小学校・中学校教育職給料表２級以上の職員（教諭、養護教諭等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日額1,100円

小学校・中学校教育職給料表１級の職員（講師、養護助教諭等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日額　800円

３　その他

当該手当に係る市町村立学校職員の給与条例、規則及び運用基準の改正に　ついては、３月下旬に通知予定。